

平成28年11月21日

各 位

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

京都駅八条口荷捌き場の利用について

現在、京都駅八条口の荷捌きについては、路外の民間駐車場等を使用することとなっておりますが、車体の大きい車両（2 t 級以上）等は、路外の駐車場の使用制限があるため、本市の実施している整備事業において、新たに荷捌き場（2 台分）を設ける予定です。

荷捌き場のご利用は、本市に事前に申請していただき、利用ルール等に関する覚書を締結していただく必要があります。ご利用を希望される方は、本市にご連絡お願い致します。

なお、現在のところ JR 東海（JKK）及び京都市交通局（コトチカ）とは、覚書の締結を予定しており、そちらへの搬入業者に係る利用は、新たに覚書の締結の必要はありませんので、JR 東海及び京都市交通局の指示に従いご利用ください。

荷捌き場の利用ルールは、下記を予定しています。

記

1. 荷捌き場利用者は、荷捌き場の利用ルール等に関する覚書を締結する必要があります。
2. 荷捌き場の利用時間は基本的に60分以内です。
3. 荷捌き場の利用料は無料です。
4. 荷捌き場を利用時は、一般車の進入を防止するため、可動式の車止めを操作する人員を事前に配置する必要があります。
5. 荷捌き場利用者は、他の利用者と時間調整を行い、利用しなければなりません。
6. 周辺道路での荷捌きや待機は禁止となります。
7. 荷捌き場利用者には、荷捌き場の清掃に協力していただきます。
8. 荷捌き場の施設を破損したときは、原状回復していただきます。
9. 荷捌き場の利用ルールに違反し改善されない場合は、利用を停止し、取消す場合があります。

【連絡先：京都市都市計画局歩くまち京都推進室 （075）222-3483】

荷捌き場位置図

